

# 社会福祉法人等指導監査実施要綱

## 第1 要綱の趣旨

この要綱は、社会福祉法その他福祉関係各法に基づき知事が所管する社会福祉法人、社会福祉施設等について、指導監査課が実施する指導監査業務についての基本的事項を定める。

## 第2 指導監査の目的

指導監査は、次に掲げる法人、施設等が行う関係法令、通知に基づく事業及び事務について、必要な監査を行うとともに、指導及び助言を行うことによって、当該業務の適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的として実施する。

- 1 社会福祉法人
- 2 生活保護法に規定する救護施設及び授産施設
- 3 社会福祉法に規定する授産施設
- 4 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設
- 6 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

## 第3 指導監査実施の基本方針

- 1 指導監査は、社会福祉法を始めとする福祉関係各法及びその他関係法令並びに通知に基づき、地方自治法による法定受託事務においては国の定める「指導監査実施要綱」等に従い、自治事務においては国の技術的助言としての「指導指針」等を参考にし、この要綱の定めるところにより実施する。
- 2 指導監査の実施にあたっては、常に公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。
- 3 指導監査の実施にあたっては、平板的、画一的な監査に陥ることのないように留意するとともに、問題点については、その発生原因及び改善策を明らかにし、問題の解決と運営水準の向上に必要な助言、指導を行う等指導的機能を重視するものとする。
- 4 指導監査の実施にあたっては、不祥事の未然防止について万全を期し、万一不祥事案が発生した場合には、法律に基づく立入検査等による特別監査を随時行うなど、厳正な対応をとるものとする。
- 5 指導監査実施計画の策定及び指導監査実施結果の処理等にあたっては、事業主管課との情報交換を密にするなど、十分な連携を図る。
- 6 市が所管する社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の指導監査にあたっては、当該市と十分に連携を図りながら実施するものとする。その他、厚生労働省又は市が、社会福祉法人又は社会福祉施設等を所管する場合においても同様とする。

#### 第4 指導監査の実施

1 指導監査は、毎年度策定する指導監査実施方針及び実施計画に基づき、必要に応じて事業主管課及び健康福祉センターの協力を得て実施する。

2 指導監査の類型は、次のとおりとする。

(1) 一般監査

一般監査は、次のいずれかの方法により実施する。

ア 運営指導監査

関係者からの事情聴取及び設備・帳簿書類その他関係物件等の確認により、指導監査対象である法人本部及び施設所在地等において、原則、実地に実施する指導監査

イ 書面指導監査

所定の資料に基づき、書面により実施する指導監査

(2) 特別監査

ア 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象とし、随時に実地に実施する。

イ 特別監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

#### 第5 指導監査の実施通知

指導監査の実施については、原則として、指導監査実施日の1か月前までに監査の対象、実施日時等を指導監査対象機関の代表者宛て文書で通知する。

ただし、法人や施設の実態を把握するため必要と認められるときは、事前に通知することなく指導監査を実施することができる。

#### 第6 指導監査結果の処理

1 実地に指導監査を実施したときは、現地において講評及び必要な助言、指導を行う。

2 指導監査実施結果については、指導監査対象機関の代表者宛て文書で通知する。また、文書で改善を求める事項については、提出期限を定めて報告を求め、必要に応じて、改善状況報告についての確認のための指導を行う。

3 指導監査課及び事業主管課は、是正改善を要する事項について所要の改善がなされない場合には、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第7 指導監査結果の公表

指導監査課は、社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査結果について、県ホームページにおいて公表するものとする。

#### 第8 指導監査連絡調整会議の設置

- 1 指導監査の基本方針等について、総合調整を行い指導監査の円滑かつ効果的な実施を期するため、指導監査連絡調整会議を設置する。
- 2 指導監査連絡調整会議の運営に関する事項は、別に定める。

## 第9 市・県指導監査連絡調整会議の設置

市及び県が行う社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査について、相互の連携を確保し適切かつ効率的な実施を図るため、市・県指導監査連絡調整会議を設置する。

## 第10 指導監査事務の処理

指導監査事務の処理は、別に定める「指導監査業務事務処理要領」により行う。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉業務検査指導要綱（平成6年4月1日制定）は、廃止する。  
(附 則)  
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。  
(附 則)  
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。  
(附 則)  
この要綱は、平成12年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成13年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成14年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成15年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成19年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成23年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成25年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成27年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。  
(附 則)  
1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。  
2 社会福祉法人指導監査実施要綱（平成3年12月7日制定）は、廃止する。  
(附 則)  
この要綱は、令和2年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、令和3年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、令和6年4月1日から適用する。  
(附 則)  
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。